

# 令和3年第5回金沢市農業委員会総会

## 議 事 録

- 1 日 時 令和3年5月25日（火） 午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和3年第5回金沢市農業委員会総会議案書」  
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり  
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員7名、  
事務局4名)
- 5 議 事 別紙のとおり

## 令和3年第5回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

### 農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	河井 剛	○
3	伴 美代子	○
4	東中 守	○
5	宮岸 好一	○
6	米光 かおる	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	○
9	中村 真一	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	奥村 明義	○

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	欠
16	北本 久一	○
17	菊知 亮	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 18名

欠席 1名

計 19名

### 農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○
2	東 穰	○
3	武藤 昌弘	○
4	中川 栄樹	欠

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	西村 健	欠
8	鮎岡 裕	○

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	○

出席 7名

欠席 2名

計 9名

### 農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	村井事務局長補佐

	氏名・役職
3	相澤係長
4	松本主査

	氏名・役職

計 4名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和3年第5回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は7名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、河井委員と、菊知委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良くと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。  それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。  太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。  最初に、前回の令和3年第4回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和3年第4回総会での議決事項に関する事務処理状況について報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請4件については、4月27日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第4条許可申請1件及び農地法第5条許可申請2件については、4月28日付けで石川県知事あてに送付し、5月17日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、5月6日付けで公告しております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページです。</p> <p>今回、川北地区から1件、森本地区から1件、計2件の申請がありました。</p> <p>番号1は東蚊爪町、番号2は岸川町の案件で、それぞれ経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は全て田であり、譲受人の耕作状況について</p>

	<p>も問題ありません。</p> <p>以上、2件で、面積は2,800 m<sup>2</sup>です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がございますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。議案書は2ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、川北地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、沖町の案件で、住宅敷地拡張のための転用申請です。</p> <p>農地の区分は、北陸鉄道浅野川線上諸江駅より300m以内にあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>続けて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請</p>

に対する意見決定について、ご説明いたします。

議案書は3ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。

今回、川北地区から2件、森本地区、二塚地区から各1件、計4件の申請がありました。

番号1は、大浦町の案件で、所有権の移転を伴う農道への転用申請です。

農地の区分は、農地の広がりや10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断されますが、農業用施設への転用であり許可相当であると考えます。

なお、現地は昭和40年代から農道として整備され利用されているものです。

番号2も大浦町の案件で、使用貸借による権利の設定を伴う自己住宅への転用申請です。

農地の区分は、下水道管とガス管が埋設されている幅員4m以上の道路に面し、かつ、500m以内に公民館と小学校があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。

番号3は、八田町の案件で、所有権の移転を伴う自己住宅への転用申請です。

農地の区分は、上・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路に面し、かつ、500m以内に歯科医院と診療所があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。

番号4は、南塚町の案件で、賃借権の設定を伴う駐車場への転用です。

農地の区分は、上・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路に面し、かつ、500m以内に歯科医院とこども園があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。

	<p>以上、4条の許可申請が1件で面積は19㎡、5条の許可申請が4件で面積は合計1,010㎡です。ご審議の程、よろしくをお願いします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、東中委員から調査結果をご報告願います。</p>
東中委員	<p>5月18日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
太平副会長	<p>ありがとうございました。 それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は4ページから14ページです。 利用権貸借の一般分について、番号1、番号2の2件の申し出がありました。 どちらも賃借権を設定するもので、契約期間が5年の再設定です。面積は合計1,488㎡です。</p>

	<p>利用権貸借の機構分について、番号1から番号11の11件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定するものは、契約期間が10年の新規設定が7件、再設定が2件です。</p> <p>使用貸借による権利を設定するものは、契約期間が10年の新規設定が2件です。面積は合計78,217㎡です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は15ページから24ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が6件で、面積は合計2,597㎡、第5条が21件で、面積は合計9,837.30㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し</p>



	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	農地法第18条第6項の規定による届出について、報告いたします。議案書は25ページから26ページです。 届出件数は3件で、解約理由は、自作のためが2件、借受人変更のためが1件で、面積は合計5,881㎡です。
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は27ページから35ページです。 届出件数は9件で、面積は合計46,225.21㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、事務局から報告願います。
事務局	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、報告いたします。議案書は36ページ及び37ページです。 権利設定に関しては、川北地区で1件、小坂地区で2件あり、面積は合計11,422㎡です。いずれも賃借権の設定で、契

	<p>約期間は10年、7年、9年が各1件です。</p> <p>権利移転に関しては、川北地区と小坂地区でそれぞれ1件あり、面積は合計4,333㎡です。いずれも賃借権の設定後の利用権の移転で、残存期間は5年1ヶ月です。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第5号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1ページから9ページです。</p> <p>2ページをご覧ください。今回の変更は、小坂地区、外5地区において、3,834.25㎡を農用地区域から除外すること、及び三谷地区において、3,216㎡を農用地区域に編入することに伴うものです。</p> <p>なお、用途区分の変更はありません。</p>

	<p>農用地区域から除外する6件のうち意見回答済みを除いた4件についてご説明します。5ページをご覧ください。</p> <p>番号3は、東蚊爪町において分家住宅に転用する計画であったものが、自己住宅に転用目的が変更となったものです。除外後の農地区分は第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置されることから、目的の変更による転用許可の見込には影響ないものと考えます。</p> <p>6ページの番号4は、牧山町において集会所の駐車場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第2種農地と判断されますが、近隣において計画地以外に代替できる土地がないことから、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>7ページの番号5は、戸室新保において、楽天モバイル株式会社の携帯電話基地に転用する計画のもので、転用許可が不要のものです。</p> <p>8ページの番号6は、下安原町において、近隣の生コン業者の駐車場に転用する計画であったものが、駐車場及び資材置場に転用目的が変更となったものです。除外後の農地区分は第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であることから、目的の変更による転用許可の見込には影響ないものと考えます。</p> <p>9ページの農用地区域への編入については、意見回答済みですので説明は省略します。</p> <p>以上、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、10ページから21ページです。</p> <p>本件は、農業委員会等に関する法律第37条等に基づき、農業委員会における農地等の利用の最適化の推進やその他事務の実施状況について、6月30日までにホームページで公表する必要がある、今回お諮りするものです。なお、公表事項は、後日、石川県がとりまとめ、国に報告することとなっています。</p> <p>詳細については、11ページから18ページの別紙様式2及び19ページから21ページの別紙様式1のとおりです。</p> <p>各数値は、農林業センサスや、国の作物統計調査、農地台帳などを根拠としています。</p> <p>議案書10ページ「4. 主な推進活動の令和2年度実績と令和3年度計画について」をご覧ください。</p> <p>ア. 担い手への農地の利用集積ですが、集積目標については、本農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」により、令和7年度末までに集積率を75%にする目標としており、昨年度は、集積目標面積1,948haに対し、実績は1,826haで、達成率は93.7%となりました。</p> <p>今年度の目標ですが、令和7年度末における農地面積を3,343haと見込んでおり、75%の集積率にするには、今後、</p>

	<p>集積面積を単年度あたり 136 ha 増やす必要があります。よって、今年度の集積目標は、1,826ha に 136ha を加えた、1,962ha としています。</p> <p>イ. 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、昨年度は参入目標数 6 経営体、参入目標面積 4 ha に対し、実績は 3 経営体、1.3ha でした。今年度の目標は、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 か年の平均値をとって 5 経営体、2.9ha としています。</p> <p>ウ. 遊休農地に関する措置については、令和 7 年度末までに遊休農地を 6.9ha から 6.0ha に減少することを目標としており、昨年度は、解消目標面積 0.15ha に対し、実績は 0.0ha でした。遊休農地所有者の意識調査等を行い、解消に向け取組んできましたが、一部解消できたものはありましたが、全体としては 2.7ha 増加する結果となりました。</p> <p>遊休農地を令和 7 年度末までに 6.0ha にするためには、今後、単年度あたり 0.72ha ずつ解消していく必要がありますので、今年度の目標は、0.72ha としました。</p> <p>これまで以上に、農地バンクの周知とともに、利用意向調査の結果を農地バンクの登録につなげ、新規就農者や規模拡大農家への斡旋などをおして、遊休農地の解消を図っていく必要があると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 6 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、原案のとおり決定することにご異</p>

	議ございませんか。
	(異議なしの声)
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>それでは最後に、5月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	(各委員から報告)
会 長	<p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>なければ、これで会議を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆さん、ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。</p>
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。</p>